「第４次岡山県教育振興基本計画」素案に対する県民意見等の募集結果について

令和６年11月15日から12月14日までの間、「第４次岡山県教育振興基本計画」素案について、岡山県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の88件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県教育委員会の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。

貴重なご意見ありがとうございました。

計画素案全般

	要旨	県教育委員会の考え方
1	「全て」「すべて」の併記が見られるため、再考してはどうか。	生き活きプランの表記とそろえ、本計画においても、引用部分を除き、ひらがなで表記しております。
2	本県からの京都大学入学者は、令和５年度に比べ、令和６年度は激減している。その原因をどのように評価し、対処するのか。	生徒が、それぞれの希望する進路を実現できるよう、小・中学校で身に付けた基礎学力を土台として、より発展的・専門的な学習に主体的に取り組み、学力の向上が図られるよう取り組んでまいります。
3	教育県岡山の定義について、難関校の実績、国立大学の実績、総合的な実績など、どのような視点で復活を考えているのか。	「教育県岡山」は、すべての子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整備されているとともに、基礎学力を備え、心身ともに健やかに成長し、グローバルな視点を持って本県の持続的発展に貢献できる人材が育つ岡山の姿を目指すものと考えております。
4	大安寺中等教育学校は、Ｊ１レベルにあり、岡山操山中学校を始めとした県立中学校は、Ｊ２レベルからＪ１への参入を検討されるべき時期にきているかと思うがどうか。	中高一貫教育校である中等教育学校及び併設型中高一貫教育校では、それぞれの学校の特性を生かして、生徒の個性や能力の伸長を図り、個々の進路希望が実現できる学校づくりに一層努めてまいります。
5	岡山一宮、倉敷古城池、玉野光南、岡山城東、総社南高校の新設の経緯、現状の少子化を踏まえた今後の方針についての記述が必要ではないか。	本計画において、個々の県立高校の状況まで記載することは考えておりませんが、社会情勢の変化や多様化する生徒のニーズに対応した次期岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の策定に向け、高等学校教育研究協議会を新たに設置する旨記載しております。
6	本計画は、一部に私学関係の記述が見られるが、県の計画ではなく、県教育委員会の計画となっているのではないか。	本計画の策定主体は岡山県教育委員会ですが、本計画で取り扱う範囲は、知事部局が所管している私立学校や高等教育、スポーツ・文化も含むものとしております。
7	岡山市教育委員会に係る記述は、内部抗争による岡山県全体の教育の質の低下につながりかねないため、削除すべきではないか。	政令指定都市である岡山市に関する記述は、県民の皆様に、県と政令指定都市との間における義務教育の実施の考え方をお示しするため記載しております。
8	日本国憲法やこども基本法などでは個人の尊厳（尊重）が謳われているところであり、子供の成長発達についてまで到達目標を打ち立てることに強い違和感を覚える。子どもたちは特定の体制のためにあるのではなく、子どもたちもいて社会が成り立っている。	目標指標は、基本目標の実現に向けた各施策の進捗を評価するため、数値化できるものは数値化することで、施策や取組の効果を評価し、今後の改善に生かす必要があることから設定しております。

9	何もかもを数値目標化しているが、評価されない空間、安心してありのままの気持ちを言葉にできる教室が求められている。 計画を作成し、これに沿って評価するために力を費やすことにうんざりしているのではないか。このサイクルは止めるべきである。	目標指標は、基本目標の実現に向けた各施策の進捗を評価するため、数値化できるものは数値化することで、施策や取組の効果を評価し、今後の改善に生かす必要があることから設定しております。 引き続き、本計画に基づき、本県が目指す教育や施策の方向等の実現に向け、教育行政の推進に努めてまいります。

第１章　教育をめぐる社会情勢と本県教育の現状

２　本県教育の現状

	要旨	県教育委員会の考え方
10	【学力の状況】 授業改革推進リーダーや推進員等の配置は縮小し、現場で授業を通じて若手を育てていく、仕事をすることで学んでいく施策に転換することが現状に合っている。また、生徒から学ぶ教員、子どもに寄り添って考える教員を育てていく施策が大事である。 さらに、教員の人材確保に向けて、岡山県独自の施策（岡山県版人材確保法）を考えるべきである。	授業改革推進リーダーや推進員は、示範授業やティーム・ティーチング指導、授業づくりを一緒に行うなど、教員の伴走者として、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」「自律的学習者の育成」を意識した授業改善の推進を図るとともに、校内授業研究の支援や校内指導体制への指導・助言など、学校の組織的な課題改善にも寄与しており、こうした取組を通じ、教師の授業力の向上を図ってまいります。 また、優れた教員人材を確保するため、令和６年度から、教員奨学金返還支援事業を開始するとともに、秋採用も実施したところであり、今後も本県の教員を志望する学生等が増えるよう、採用試験の工夫・改善や教職の魅力と働き方改革の成果の積極的な発信を行い、人材の確保に努めてまいります。
11	【学力の状況】 全国学力・学習状況調査の状況について１ポイント単位で記載するのは、本当に豊かな学びと言えるのか。全国学力・学習状況調査の状況でしか、学力は考えられないのか。	御意見のとおり、全国学力・学習状況調査には、教科調査に加え、質問紙調査による学習状況調査も含まれ、毎年、それらを合わせて結果公表しております。本計画においては、そのうちの一部として教科調査の結果について掲載しております。 なお、教科調査において、国が整数値による公表としているため、１ポイント単位で記載しております。
12	【学力の状況】 学力の状況について、全国学力・学習状況調査の結果のみ記載しているが、それで測れるのは、学力の一部であり、学力には、その他にも非認知能力など多くの要素が含まれる。これら全てを含めた状況を示すべきである。 《同趣旨の意見：他２件》	御意見のとおり、全国学力・学習状況調査には、教科調査に加え、質問紙調査による学習状況調査も含まれ、毎年、それらを合わせて結果公表しております。本計画においては、そのうちの一部として教科調査の結果について掲載しております。
13	【問題行動・不登校の状況】 いじめの認知件数について、その背景にも言及すべきである。 《同趣旨の意見：他１件》	いじめの認知件数については、毎年行われている、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果の分析を行い、公表しております。いじめの原因や背景は複雑に絡み合っており、本計画に記載することまでは考えておりませんが、引き続きいじめ問題の未然防止や適切な対応に向け、市町村教委や学校を指導してまいります。

14	【特別な支援を必要とする子どもの状況】 中学校での通級指導を受ける生徒が、小学校よりも少ないことから、「本人と保護者に周知する」、「通級指導教室を希望する生徒が通いやすくなるよう、通級指導教室を計画的に増やしていくことが求められてる」という趣旨を盛り込むべきである。 《同趣旨の意見：他１件》	御意見の内容を本計画に記載することまでは考えておりませんが、市町村教委に対し、機会を捉えて、通級指導が必要な生徒・保護者に対する周知や、通級指導教室の設置を働きかけてまいります。
15	【教職員の状況】 月45時間の上限を超えている教員が存在していることが悪いように受け取れるが、教育現場の実態として、普通に見られる状況であり、半数近い教員が上限を超えている状況で「存在している」という書き方はよくない。	御意見を踏まえ、「多い状況にあります。」と修正いたします。
16	【教職員の状況】 教員の時間外在校等時間の推移のグラフについて、誤解を招くことの無いよう、特定の月の特定の学校の抽出調査であることが分かるような説明の記載が必要である。持ち帰りの時間も合わせて調査・公表し、両方が減少することで、業務の効率化が図られているといえる。 《同趣旨の意見：他６件》 また、教員志望者の減少や、精神疾患で休職する教職員の増加について、その背景や当事者の声なども明確にする必要がある。	教員の時間外在校等時間（月当たり）については、経年比較が可能なことなどから、「教職員の勤務実態調査」を出典としているところです。ご意見を踏まえ、調査期間、対象を追記するとともに、今後、どのような方法による調査が望ましいか検討してまいります。 また、御意見の状況については、傾向や要因等の分析を行いながら、引き続き、魅力ある人材の確保に努めるとともに、教職員が心身ともにゆとりを持ち教育活動を行うことができるよう取組を進めてまいります。
17	【教職員の状況】 月当たりの時間外在校等時間について、教職員の命と健康にかかわる問題のため、数値を明らかにしたうえで、45時間超となっている教員の割合を０にするとすべきである。	御意見のとおり、本項目にて現状を示した上、目標を「月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となっている教員の割合」を100%することとしております。

３　子どもからの意見聴取の実施

	要旨	県教育委員会の考え方
18	webアンケートに寄せられた意見は、もっと計画に反映させるべきである。高校生意見交換会については、意見・提言として、「部活動地域移行の推進」「自動採点などＩＣＴによる業務の簡略化」といった内容があるが、やや不自然で誘導尋問的な進行が疑われる。	高校生意見交換会では、県教育委員会から、計画骨子案、webアンケート結果を説明したのち、高校生のみで、計画において不足していることや充実させてほしいことなどを、webアンケート結果も踏まえ、自由に議論し意見・提言を取りまとめてもらったものであり、県教委による特定の項目の誘導などはありません。

第２章　本県が目指す教育の姿

１　基本目標

	要旨	県教育委員会の考え方
19	「夢に向かって」は削除したほうが良い。夢を持つ、持たないは、個人の自由であり、その内容も多様なものである。すべての夢が学びの原動力になるわけではない。	本県では、就きたい仕事など遠い将来に限らず、身近にある、今はできないけど、実現したいことも夢と捉えております。子どもたちは、夢や目標を持つことで、自らの夢の実現に向け、主体的に学び、積極的に様々な経験を積む中で、今後の先を見通すことが難しい時代を生き抜いていく力を身に付けることができると考えていることから、「夢に向かって」を基本目標に掲げております。

２　育みたい資質能力

	要旨	県教育委員会の考え方
20	社会の形成者としての自覚という面では、主権者意識を育むことが極めて重要であり、公職選挙の投票率の向上を目指しただけの主権者教育ではなく、憲法の基本理念を理解し、国民主権や基本的人権を護ろうとする意識を育てることが、社会の形成者として必要である。	子どもたちが、社会の形成者としての自覚をもつためには、憲法の内容や政治制度等の理解の上に、身近な問題や時事的な話題を取り上げ、探究的な学習に主体的に取り組み、実践的な態度等を養うことが必要と考えており、引き続き、こうした取組の充実に努めてまいります。

第３章　計画期間に取り組む施策の基本的方向

１　学ぶ力の育成

	要旨	県教育委員会の考え方
21	【教師の授業力の向上】 全国学力・学習状況調査で測れる学力は一部であり、教師に求められる力に偏りが生じる恐れがある。また、全国知事会でも、結果の公表は、過度な競争を生んでしまうという懸念が示され、文科省でも議論されている中、指標にすることは適切ではない。 《同趣旨の意見：他６件》 また、「教師の授業力の向上」はひたすら塾のように問題を解かせる教師のことではない。「授業力のある教師」を具体的に示し、指標とするとともに、その育成に向け、学校経営の支援に関する目標指針も盛り込んでいくことが大切である。	様々な学力向上施策の取組の結果として、その状況が平均正答率に反映されることや全国と比較した本県の立ち位置を把握できることなどから、全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差を目標指標に設定しております。 結果の公表については、国の動向を注視しつつ、地域や保護者としっかり情報共有し、市町村教委や学校の取組に理解と協力を得ながら、全県的に学力向上に取り組むことを目指して行ってまいります。 また、学校の教育活動を円滑に推進していくためには、校長が学校の長として、学校経営方針を明確にし、それに基づき、教職員一人ひとりが組織的な連携のもと、自らの役割をきちんと果たすことが不可欠であり、校長のビジョンと戦略に基づく学校経営を支援してまいります。

22	【教師の授業力の向上】 高校教師の授業力向上は必要ないのか。 また、「指導主事による複数回の授業参観」は現場では負担でしかないので、支援方法を検討すべきである。	本項目においては、主に義務教育段階の施策を記載しておりますが、第３章１（４）子どもたちの学ぶ力が伸びる仕組みづくりなどに記載のとおり、高等学校における学力の向上も重要な課題と捉えており、高等学校教員の授業力向上も重要と考えております。 また、指導主事による授業参観は、学校経営に優れた校長経験者を学校経営アドバイザーとして学校へ派遣し、校長の学校経営を支援する際等に行っており、現場の負担が増えないように配慮しているところです。引き続き、教師の授業力の向上に向け、校長の学校経営を支援してまいります。
23	【教師の授業力の向上】 「岡山型学習指導のスタンダード」は、参考資料にとどめるべきであり、これを絶対的な標準であるかのように指導することは、教師の創意工夫や授業改善に水を差すことになりかねない。	「岡山型学習指導のスタンダード」は、児童生徒が「分かる・できる喜び」「考える楽しさ」が実感できる授業を行うために、学習指導全体を通じ押さえるべきポイントをまとめたものであります。児童生徒に必要な力を身に付けさせる授業が行えるよう、引き続き、教師の授業力向上を図ってまいります。
24	【教師の授業力の向上】 若手教員の指導力向上については、学校としてどのように組織的に取り組むかが重要であり、学校経営の支援にかかわる目標指標の設定も必要である。 《同趣旨の意見：他１件》	御意見のとおり、教師の授業力の向上に向けては、学校経営の支援が重要であり、指標の設定までは考えておりませんが、学校経営に優れた校長経験者を学校経営アドバイザーとして学校へ派遣し、校長の学校経営を支援することで学校の組織力の向上を図ってまいります。
25	【教師の授業力の向上】 授業改革推進員について、推進員の仕事を、「授業のやり方を指導すること」から「自らが授業する姿を１年を通じて他の教員へ見せること」へと転換してはどうか。推進員は複数校を巡回するのではなく、１校に留まって年間を通して学年やクラスを担当し授業をした方が良い。これによって、授業のやり方に悩んでいる教員は、何度も模範授業を見ることで自分の課題に応じたコツをその都度確認でき、自分の授業でＰＤＣＡサイクルを回してやり方を改善できる。	授業改革推進員は、示範授業やティーム・ティーチング指導、授業づくりを一緒に行うなど、教員の伴走者として、授業改善の推進を図るとともに、校内授業研究の支援や校内指導体制への指導・助言など、学校の組織的な課題改善にも寄与しております。御意見も参考にしながら、学習指導要領に示されている育成を目指す資質・能力を児童生徒が身に付ける授業が実現できるよう、教師の授業力の向上を図ってまいります。
26	【ＰＢＬの推進】 ＰＢＬは探究的な学びの充実につながり、STEAM教育も重要だが、現行の35人学級や40人学級では不可能であり、まずは、抜本的な教育条件の改善が不可欠である。目標指標には、少人数学級など、それらの教育を推進するために必要な教育条件の改善を盛り込むべきである。	御意見の指標の設定までは考えておりませんが、加配や基礎定数の改善について、国に対し提案を行っているところであり、引き続き、きめ細かで質の高い教育の推進に努めてまいります。
27	【キャリア教育・職業教育の推進】 夢や希望をもっているのが良くて、もっていないのが悪いとすること自体に疑問をもつ。現在のことが充実して毎日楽しく学校に通えるという子ども時代を保障することで、未来を考える前向きな気持ちが育つように思う。	本県では、就きたい仕事など遠い将来に限らず、身近にある、今はできないけど、実現したいことも夢と捉えております。子どもたちは、夢や目標を持つことで、自らの夢の実現に向け、主体的に学び、積極的に様々な経験を積む中で、今後の先を見通すことが難しい時代を生き抜いていく力を身に付けることができると考えていることから、本指標を設定しております。

28	【情報活用能力の育成】 ＩＣＴはあくまでも手段であり、目的になってはいけない。webアンケートでも「どのような学び方をすると、内容が理解しやすいと思いますか。(複数回答可)」という問いに、小・中学校では「グループで話し合ったり、活動したりする学習」が、高校・特別支援学校では「実際に見たり、聞いたりさわったりして体験する学習」が最も高く回答率50%を超えている一方、「ＩＣＴ機器をみんなと使う学習」は20～25%程度となっている。したがって端末の活用頻度を目標指標とすることは誤りである。ＩＣＴの使用とある種の学力が負の相関関係にあるという研究も報告されており、「ＩＣＴの利活用」を無条件に推進することはできない。	１人１台端末をはじめとするＩＣＴは、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する上で基盤的なツールとして必要不可欠なものでありますが、１人１台端末の活用について、学校間で差が生じており、全ての学校で有効な活用が行われるよう、指標に設定したものです。ＩＣＴを活用することそのものが目的化してしまわないよう留意しながら、有効な活用を推進してまいります。
29	【情報活用能力の育成】 ＩＣＴの活用がすすめば不読率は上がるのではないか。	不読率の低減に向けては、読書の有用性への理解が進むとともに、紙や電子といった媒体にかかわらず、誰もが読書に親しむことができる環境の充実に努めてまいります。
30	【情報活用能力の育成】 大人の手間を減らすためではなく、子どもの将来にとって意味のある使い方を増やすための指標にするべきだ。例えば、「１人１台端末を授業や宿題で使いたいと思ったときに活用できる」といった指標はどうか。手書きや直接的なコミュニケーションの能力は、デジタルツールでは代替できない重要な能力であり、バランスの取れた教育が必要である。そのため、１人１台端末の活用については、「いかにして子供たちが主体的に学びを深めるためのツールとして利用できるか」を重視した指導が欠かせない。《同趣旨の意見：他５件》 また、子どもたちの視力も心配である。	１人１台端末をはじめとするＩＣＴは、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する上で基盤的なツールとして必要不可欠なものでありますが、１人１台端末の活用について、学校間で差が生じており、全ての学校で有効な活用が行われるよう、本指標を設定しております。ＩＣＴを活用することそのものが目的化してしまわないよう留意しながら、有効な活用を推進してまいります。 また、端末利用により視力や姿勢など健康面で配慮すべきポイントを指導するとともに、保護者に対しては、家庭で使用する際の注意点やルールづくりなどを示したリーフレットによる啓発等行っているところであります。
31	【就学前教育の質の向上】 現在進めている岡山盲学校と岡山聾学校の新校舎等整備事業において、視覚障害教育部門への幼稚部設置を実現すべきである。	現在、岡山盲学校において支援対象となる幼児や小学部児童が少数であることを踏まえると、新設校での視覚障害教育部門の幼稚部設置は困難ですが、障害のある幼児や保護者等に対する幅広い教育的支援の充実を図るため、センター的機能を発揮できる学校を整備してまいります。
32	【就学前教育の質の向上】 認定こども園については、職員配置や施設・設備など諸条件に格差が生じており、いわゆる幼保一元化は、教育・保育の諸条件を底上げすることを前提に進めるべきである。	認定こども園については、４つの類型があり、法的性格や設置主体、職員配置など、様々な違いがあり、国が所管する法律に基づくものであるため、法律の不備があれば、国へ伝えてまいります。

２　豊かな心・健やかな体の育成

	要旨	県教育委員会の考え方
33	【道徳教育の推進】 道徳の教科化は、子どもの道徳性をどのように育み、評価するかという点で問題がある。態度や人間性を数値や記号で評価しランク付けすることは、発達の歪みを招くおそれがあるため、学習指導要領の見直しにあわせて、道徳の教科化や観点別学習状況の評価も再検討されるべきである。	豊かな人間性や社会性等を育むため、道徳の教科化に対応し、指導内容・指導方法の充実に向けた研究や主体的、対話的で深い学びの実現に向けた研究や好事例の普及を進めるなど、道徳教育の充実を図るとともに、学習指導要領改訂における国の動向等を注視してまいります。
34	【道徳教育の推進】 目標指標「「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合」について、例えば、助けようと思ってはいるけど、勇気が出ずに動けない子もいるだろうが、大切な思いはすでに持てているのではないか。また、この価値だけを目標にすることで、道徳教育の推進を図ることは不適切である。	本指標は、全国学力・学習状況調査を出典としており、全国と比較した本県の立ち位置を把握できることなどから、本指標を設定しております。 社会性や規範意識、思いやり、自尊感情など豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じて、様々な体験活動等を交えながら取組を推進してまいります。
35	【道徳教育の推進】 「研究や好事例の普及が進んだか」「道徳授業の教員の指導力が向上したか」が分かる目標指標を設定すべきであり、素案の目標指標は、道徳におけるごく一部の価値についての数値でしかなく、この割合の増加をもって道徳教育の推進の目標指標とすることは不適切である。	本指標は、全国学力・学習状況調査を出典としており、全国と比較した本県の立ち位置を把握できることなどから、本指標を設定しております。
36	【道徳教育の推進】 内容によっては特定の価値観の押し付けとなってしまうことが危惧される。公教育でいかほどまで徳育を重視すべきかは議論がわかれるところであり、道徳性を養う必要性そのものは否定しないが、子どもたちの尊厳を押しつぶすことで逆効果とならないよう配慮を求める。	御意見も参考にしながら、取組を進めてまいります。
37	【いじめや暴力行為等への対策の推進】 目標指標に全国平均との比較値を用いることは、無用な自治体間競争を煽るだけである。いじめ、暴力行為、不登校対策といった施策に数値目標はなじまず、それらにどのように対処し、どのように解消に向かったか、成果と課題を丁寧に読み取り、教訓を共有していくことの方が大切である。	本計画の全国平均との比較値を用いた指標は、全国と比較した本県の立ち位置を把握できることなどから設定しております。 御意見の、どのように対処し、どのように解消に向かったかという取組については、指導主事等が、学校訪問を通して得た好事例等を紹介したり、様々な研修会で周知し共有しており、引き続き、取組の充実に努めてまいります。
38	【より良い社会づくりに参画する人材の育成】 我が国の社会構造の変化や頻発する自然災害等により、地域社会とのつながりの希薄化が深刻となる中、地域共生社会の実現に向けて、地域や人々とのつながりの再構築が急務となっている。これまで家庭や地域で、自然と培われてきた「福祉」や「人々のつながり」をこれからは意図的に学校教育等で伝えていかなければならない時代となっている。そのためには、地域社会との連携により、子どもたちが多様な福祉に接する機会や場を創出していく必要がある。	子どもたちの、より良い社会づくりに参画していこうとする意欲や、課題解決に向け積極的に社会に貢献する態度の育成に向けては、様々な関係団体との連携・協働が必要と考えており、発達段階に応じて、企業、公益法人、ＮＰＯなど地域と連携した教育活動を推進してまいります。

39	【よりよい社会づくりに参画する人材の育成】 「主権者」は日本国籍を持っている者に限定されている点に注意を要する。日本国籍を持たない児童生徒が少なからず各種学校に在籍しており、疎外感を抱かないか、懸念が生じる。また、選挙以外にも、さまざまな形の参加がありうることにも配慮が必要である。 また、郷土愛の醸成に向けた教育の推進についても、各種学校に在籍している児童生徒が様々なルーツを持った者で構成されていることに配慮を求めたい。	国籍に関わらず、すべての児童生徒が自らの地域社会に対する理解や愛着を深めることが重要と考えており、疎外感を抱かないよう、地域の行事やボランティア活動、地域づくりに対する参加など、選挙権を持たない児童生徒でも積極的に地域社会に関与できる機会の提供に努めてまいります。 また、郷土愛の醸成については、多文化共生を意識しながら、すべての児童生徒が地域に誇りを持ち、共に学び合い、支え合う精神を育むことができるよう、教育内容の工夫を進めてまいります。
40	【より良い社会づくりに参画する人材の育成】 毎日の学校生活の中で自分たちが意見を言い、正当に要求することで学校をより良く変えていく体験こそが、文字通りの主権者教育であると考える。子どもたちがwebアンケートで意見表明している事柄を学校全体の取組にしていくことを県としても支援してほしい。そうすることで、目標指標である「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」に対する回答が大きく変化する。	主権者教育を推進するとともに、子どもたちが、多様な他者との協働の下、地域の課題など自ら課題を見つけ、自己の生き方を考えながら、その課題を自ら解決する過程を通して、課題解決に必要な資質・能力を身に付けるＰＢＬ（課題解決型学習）を推進することで、探究的な学びの充実を図り、主体性や創造性、協調性等を育んでおります。御意見も参考にしながら、取組を進めてまいります。
41	【子どもたちの健康の保持増進】 目標指標「「朝ごはんを食べることは大切だ」と回答した児童生徒の割合」について、学校給食の無償化や地産地消化といった具体的な施策の進捗状況を指標とすべきである。	健康教育に関する様々な施策や取組を行った結果、子どもたちにどのような変化を与えたかを指標の達成度合いにより測るため、本指標を設定しております。
42	【人権教育の推進】 目標指標「地域において人権教育・啓発を推進するために養成する指導者の数（累計）」について、目標値の下１桁には、何の意味があるのか。	現況値である637人から、年25人程度の増加を目指し、令和10年度において762人を目標値として設定しております。
43	【人権教育の推進】 各自治体で子どもの権利条例の制定が進められているため、岡山県としても制定してはいかがか。	現在、子どもの権利に特化した条例を制定することまでは考えておりませんが、「子どもの権利条約」の理念が社会に浸透し、子どもが安心して暮らしていけるよう、関係部局とも連携を図りながら取り組んでまいります。

３　多様な教育ニーズへの支援の充実

	要旨	県教育委員会の考え方
44	【不登校児童生徒等の学びの場の確保】 自立応援室を学校内に整備する旨触れているが、現場では欠員による深刻な人手不足が生じており、人的措置や配置を含めた支援を行っていくことも、明記する必要がある。 《同趣旨の意見：他２件》	自立応援室には、児童生徒と信頼関係を築きながら指導に当たれるよう専属の教員を配置することが望ましいと認識しております。校内教育支援センター（自立応援室）の整備促進に向けた教員の加配措置を含む人的配置等について、本計画に記載することまでは考えておりませんが、国に対して提案を行っているところであり、引き続き、総合的な不登校対策の取組の推進に努めてまいります。

45	【地域と学校の協働の推進】 目標指標「コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合」について、導入ありきで機械的に施策が推進されることになりかねない。また、必要な教職員の配置など条件整備が行われないまま、新たな制度が導入されないようにすべきである。	コミュニティ・スクールは、地域住民等が学校運営に参画し、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働することにより教育効果を高めるなど、地域とともにある学校づくりを進める有効な手段であると考えております。全公立学校にてコミュニティ・スクールの導入が努力義務化されていることも踏まえ、計画期間中に多くの学校で、設置が進むよう取組を進めてまいります。
46	【家庭・地域の教育力の向上】 目標指標「家庭教育支援チームを設置している市町村数」について、県の目標としては不適切である。なお、岡山県家庭教育応援条例は、教育行政が私的領域に介入し、特定の家庭観や地域像を押しつけることになるおそれがあり、廃止すべきである。	県全体の家庭・地域の教育力の向上を図るため、まずは支援チームを設置することを目指す必要があることから、本指標を設定しております。 条例は、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、社会全体で応援するもので、県民の皆様の意見を踏まえ制定されたものであり、引き続き、家庭教育に対する適切な支援に取り組んでまいります。
47	【家庭・地域の教育力の向上】 そもそも「子育て」「養育」に精一杯なところで「保護者の子育てに対する意識の向上」を目指すためには、福祉的な支援が先決ではないか。「家庭教育」と「子育て」「養育」の関係をいま一度精査するとともに、家庭教育応援条例の見直しを求めたい。	「家庭教育」と「子育て」「養育」は密接に結びついているため、関係部署とも連携して取り組んでまいります。 条例には、関係部署の支援体制を整備することとされており、引き続き、家庭教育に対する適切な支援に取り組んでまいります。
48	【特別支援教育の推進】 居住地交流は児童の発達保障のために有益であれば実施すればよく、とにかく実施すればよいものではない。また、特別な支援が必要な児童生徒の割合が増加し、支援の内容も多様化や重度化が進んでおり、教職員定数の改善が不可避となっている。 《同趣旨の意見：他１件》	交流及び共同学習は、共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう配慮しながら、地域社会の中で相互理解を深めるために実施するものであり、重要な取組であると認識しております。 また、発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うよう、国に対して提案を行っているところであります。
49	【特別支援教育の推進】 特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応えるための人員配置が足りない状況である。「特別支援教育の充実」の主な取組の中に、人的配置の拡充を含めた環境の整備の文言を入れるべきである。 《同趣旨の意見：他２件》	国に対し、きめ細かな教育を行うための教職員定数の改善や加配の拡充を図るよう提案するとともに、全国都道府県教育長協議会を通じて、教職員の定数の確保等の要望も行っているところです。御意見の内容を計画に記載することまでは考えておりませんが、引き続き、教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

４　グローバル人材の育成

	要旨	県教育委員会の考え方
50	【国際的に活躍できる人材の育成】 目標指標として英検や留学者数を用いることは、教育施策の目標を矮小化させるおそれがある。求められるのは、一握りの「国際的に活躍できる人材」の育成ではなく、地域における私たちの暮らしが、地球上の様々な人びとの営みと結びついていることを学び、異質な他者の存在を認めて共存できるか、といったことを考えることである。目標指標については、出入国在留管理庁実施の「外国人との共生に関する意識調査」を参考にしてはどうか。	御意見の指標を設定することまでは考えておりませんが、本施策では、海外の人と交流した県立高校生の割合も併せて指標に掲げ、多くの高校生が、海外の高校生等とさまざまな形で交流し、多様な価値観に触れる機会を増やしていくよう取り組んでまいりたいと考えております。
51	【高等教育機関における人材の育成】 目標指標「県内の事業所に就職した学生の割合（県立大学）」について、そのためにどのような施策を実施するかが重要である。近年は高等教育の無償化が求められており、学費を引き下げるとともに、給付型奨学金や奨学金返還免除制度を創設してはどうか。	公立大学法人岡山県立大学では、高等教育修学支援新制度（意欲ある子供たちの進学を支援するため、低所得世帯や多子世帯の授業料・入学金の免除又は減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学等を無償化する制度）により学生の学びを支援しています。なお、お寄せいただいた御意見については岡山県立大学へ伝えてまいります。

５　生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興

	要旨	県教育委員会の考え方
52	【読書活動の充実】 子ども読書推進計画が単独の計画でなくなるのか。子どもの読書推進活動が低下しないようにしてほしい。	子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく計画は、上位の計画である本教育振興基本計画にその内容を含むものとしており、引き続き読書活動の充実に努めてまいります。
53	【読書活動の充実】 読書活動の充実のためには、子どもと本をつなぐ人（学校図書館にはボランティアではなく専任専門正規の司書）と十分な資料が必要である。	県立高等学校（中等教育学校を含む。）には、計５１校に学校司書を配置しており、市町村立学校については、設置者である各市町村の判断となりますが、機会を捉えて、市町村教委に配置について働きかけてまいります。 また、公立図書館においても、学校図書館が充実した資料提供を実現できるよう、蔵書を活用した支援に努めてまいります。
54	【読書活動の充実】 県立図書館の学校図書館への支援の根幹である児童図書の全点購入を引き続きお願いする。	県立図書館において、新刊児童図書の全点購入の継続に努めるとともに、子どもたちのニーズに適した支援用図書等の充実に努めてまいります。
55	【読書活動の充実】 生涯学習の充実はとても大切で、スポーツや読書などの機会を充実させることに賛成する。岡山の県立図書館、学校図書館は宝であり、他県をリードする岡山県としての役割を期待する。	県立図書館と市町村立図書館との連携や協力を一層進め、子どもの読書活動の推進に努めるとともに、子どもの一番身近な読書・学びの拠点である学校図書館を支援してまいります。

６　教育効果を高める基盤や体制の整備・充実

	要旨	県教育委員会の考え方
56	【活力ある小・中学校づくり】 「児童生徒の数が少ないと活力が失われる」という固定観念にとらわれず、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を検討・研究していくべきである。	小・中学校においては、教育の機会均等と教育水準の維持向上に向け、設置者である市町村の小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策の検討・研究を支援してまいります。
57	【高等学校段階における教育の充実】 再編整備アクションプランが妥当なのかを問う声が多いにもかかわらず、その方向を貫く計画を掲げているが、一度立ち止まるべきではないか。高校の規模が小さくなることと、高校生活に満足している生徒の割合は無関係である。	県立高等学校においては、現行の岡山県立高等学校教育体制整備実施計画により、一定規模の生徒数による活力ある教育を展開し、生徒同士が切磋琢磨する環境を確保するため、生徒数に基づく再編整備基準を定めているところです。
58	【子どもたちの安全の確保】 倉敷市立高等学校の施設の耐震化について、耐震化の計画も立てられておらず、早急な対策が必要である。	市町村立学校については、地域の実情に応じた施設整備が促進されるよう、引き続き市町村教委に対して技術的な助言や情報提供を行うなどの支援を行ってまいります。
59	【学校における働き方改革の推進】 指標設定により、時間だけ管理されることや持ち帰り業務が増えることが懸念される。まずは、欠員の解消が必要で、環境の整備に、人的配置も含めるべきである。また、学校でしかできない業務もあり、一律に時間でくくれないこともある点、配慮が必要である。	欠員が生じないよう努めるとともに、加配や基礎定数の改善について、国に対し提案を行っているところであり、御意見の内容を計画に記載することまでは考えておりませんが、引き続き、教育環境の整備に努めてまいります。
60	【学校における働き方改革の推進】 目標指標は、全数調査の結果で数値を示し、評価すべきである。また、目標値を100%としているが、時間だけ管理され、早く帰ることが求められた結果、持ち帰り業務が増えることが懸念される。業務を減らすためには、人的措置、欠員の解消は欠かせない。人的配置を含めた記載にすべきである。	指標については、経年比較が可能なことなどから、「教職員の勤務実態調査」を出典としているところです。御意見を踏まえ、今後、どのような方法による調査が望ましいか検討してまいります。 また、加配や基礎定数の改善について、国に対し提案を行っているところであり、御意見の内容を計画に記載することまでは考えておりませんが、引き続き、教育環境の整備に努めてまいります。
61	【学校における働き方改革の推進】 時間外在校等時間だけで働き方改革を評価すると、業務量や人員は変わらないのに数字だけを操作するということが行われる。農場管理の時間を入力するな、部活動対外試合の引率については生徒の集合から解散の時間ではなく大会の要項にある時間だけを入力するように、といった指示が管理職から出されている。 学校・教師が担う業務に係る３分類の徹底を具体化する一つとして、校内のＩＣＴ機器の管理は専任を配置する必要がある。	働き方改革の推進で、外部人材の活用や校務ＤＸなど、業務量の削減につながる取組を行うこととしています。また、時間外在校等時間の記録に当たっては、上限時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残したりすることがないよう通知しており、引き続き、業務記録システムを適切に運用し、時間管理を意識した働き方の推進を図るよう指導を行ってまいります。 また、１人１台端末をはじめとする新たな環境の下で、学びの質を一層高めていくためには、学校現場を支援する体制の整備が重要であると考えており、専任の配置までは考えておりませんが、専門的な知識や技能を有するＩＣＴ支援員を活用して、学校を支援してまいります。

62	【学校における働き方改革の推進】 教職員の健康管理について、毎年病気休職者の状況を公表しているので、指標に加えてはどうか。市町村立学校で安全衛生管理の体制の確立は急務であり、メンタルヘルス研修は管理職を中心に毎年すべきである。	御意見の指標について、計画に記載することまでは考えておりませんが、市町村教委に対し安全衛生管理の体制の確立について働きかけるとともに、管理職向けの研修やストレスチェックの実施などメンタルヘルス不調の未然防止の取組を一層推進してまいります。
63	【学校における働き方改革の推進】 働き方改革の推進に関する市町村教委との共同宣言について触れられていない。働き方改革を早急に進めるにあたっては県が中心となって音頭を取り、大胆に推進していくべきである。	御意見の共同宣言について計画に記載することまでは考えておりませんが、市町村教委等に対し、参考とすべき事例の情報提供を行うとともに、働き方改革の進捗状況を把握し、その取組を促すことで、共同宣言の実効性を高めてまいります。
64	【魅力ある人材の確保・育成】 教員養成課程の学生と現場教職員の懇談会など、教職員組合としてできることに取り組んでいきたい。教職員組合が先生方の相談に応じていることや、要求を実現してきたことを知ってもらい、少しでも安心して教職を選んでほしい。県主催の会でも組合がお手伝いできることがあるのではないか。	この計画の施策の推進に当たっては、家庭、地域住民、ボランティア・ＮＰＯ、企業、教育関係団体、青少年団体、大学など多様な主体と行政が、この計画における基本目標等を共有し、それに向かって力を合わせて活動する協働により、社会全体で取り組むこととしております。

第４章　計画の実現に向けて

	要旨	県教育委員会の考え方
65	多様な生きづらさを抱える人々が、地域で安心安全に生活できる社会を構築するためには、その人々を支える福祉関係団体等、様々な団体・機関が連携して社会全体で次世代を担う子どもたちの教育・学びに取り組む必要がある。 また、道徳教育や人権教育、防災教育などを進める上でも、それらと親和性の高い福祉教育を推進する社会福祉協議会や、その他福祉関係団体と連携・協働することで、相乗効果により互いの取組の充実を図ることができる。	本計画に掲げる基本目標の実現に向けては、福祉関係団体を始めとする様々な関係団体との連携・協働が必要と考えており、こうした連携・協働を通じた社会全体で教育に取り組む仕組みづくりを進めてまいります。